

建築指導申請書

令和 年 月 日

番号
受付者

課長		副課長		係長		課員		
回 覧 (関係各課)		建設課						
		下水道課						
		税務課						
建築主 住所・氏名		Tel						
設計者 住所・氏名		Tel						
工事施工者 住所・氏名		Tel						
建 築 位 置	地名地番	番地				土地 所有	☐ 自己所有地 ☐ 借 地	
	区域区分	☐ 市街化区域 ☐ 市街化調整区域						
	用途地域	☐ 1種低層住専 ☐ 1種中高層住専 ☐ 1種住居 ☐ 2種住居 ☐ 近隣商業 ☐ 準工業 ☐ 工 業 ☐ 無指定						
	道路境界	☐ 公道 (☐ 査定済 ☐ 未査定 ☐ 査定申請中) ☐ 私道 (☐ 査定済 ☐ 未査定 ☐ 査定申請中)						
	道路後退線	☐ 有 (後退幅員 m 延長 m 面積 m ² 東 西 南 北) ☐ 無						
まちづくり条例 手 続		☐ 協議中 ☐ 協議済 ☐ 検査済			建築物の 耐火基準	☐ 耐火建築物 ☐ 準耐火建築物 ☐ その他		
都市計画法手続		☐ 法第29条 ☐ 法第34条 ☐ 法第43条 ☐ 法第53条			☐ 申請中 ☐ 許可済 ☐ 検査済			
狭あい道路幅 整備要綱手続		☐ 有 (狭あい道路協議書提出日 令和 年 月 日) ☐ 無				自費工事申請		☐ 有 ☐ 無
						排水接続占用申請		☐ 有 ☐ 無
公共下水道		公共下水道区域 ☐ 内 ☐ 外	事業計画区域 ☐ 内 ☐ 外	面整備 ☐ 済 ☐ 未		供用開始 ☐ 済 ☐ 未		宅内梯設置 ☐ 済 ☐ 未
項目 面積		申請部分		申請以外の部分		合 計		建ぺい率
敷 地 面 積		m ²		m ²		m ²		%
建 築 面 積		m ²		m ²		m ²		容 積 率
延 べ 面 積		m ²		m ²		m ²		%
工 事 種 別		☐ 新築 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 用途変更 ☐ その他						
建 物 用 途 (戸 数)		()	風俗営業に 関する許可	☐ 必 要 ☐ 不必要	構 造	☐ 木造 ☐ 軽量鉄骨造 ☐ 重量鉄骨造 ☐ RC造 ☐ SRC造 ☐ その他 ()		
高 さ ・ 階 数 (建築基準法)		高さ: m			工事着手予定日		令和 年 月 日	
		階数: 地上 F ・ 地下 F			工事完了予定日		令和 年 月 日	
景 観 計 画		☐ 重点地区 (着手制限解除 ☐ 済 ☐ 未) ☐ 一般地区 (景観形成協議 ☐ 済 ☐ 未)			文化財保護法		☐ 協議済 ☐ 未協議	
					建築協定・指針		☐ 協議済 ☐ 未協議	
備考:								

添付書類

1. 委任状の写し 2. 案 内 図 3. 配 置 図 4. 平 面 図
 5. 立 面 図 又は 断 面 図（建築物の最高の高さが明記されている図面）
 6. 敷地内外排水計画図（配置図との兼用可） 7. 道路後退線を明らかにした図面（配置図との兼用可）
- ※汚水桝、雨水桝等及び排水接続先を明示してください。

狭あい道路等拡幅整備要綱

※建築基準法に基づく道路後退を要する場合（公道）、又は認定町道等に接道する場合は、狭あい道路等拡幅整備要綱に基づく協議が必要になりますので、建築確認申請の前に協議をお願いします。詳しくは担当課までお問い合わせください。

担当課：建設課

まちづくり条例

※次の要件に該当する場合は、まちづくり条例の適用を受けますので、建築確認申請の前に条例に基づく協議が必要になります。詳しくは担当課までお問い合わせください。

担当課：都市計画課

（条例・第26条第3項）

- （1）開発事業区域の面積が300平方メートル以上の開発行為
- （2）連続した開発行為を伴う建築を行う場合で、先行する建築物の完了検査済証交付後1年以内に行う開発行為を伴う建築で当該開発事業区域面積の合計が300平方メートルを超えるもの
- （3）中高層建築物（最低地盤面（周囲の地面と接する最も低い位置をいう。以下同じ。）からの高さが10メートル以上又は最低地盤面からの階数が3以上の建築物をいう。）の建築
- （4）10戸以上の集合住宅（2戸以上で形成された住宅で、共同住宅、長屋、寮、寄宿舎その他これらに類するものをいう。）
- （5）開発事業区域の面積が500平方メートル以上の店舗等への用途の変更又は建築
- （6）特定建築物への用途の変更又は建築
- （7）推進地区のうち規則で定めるものにおいて行う開発事業
- （8）急傾斜地崩壊危険区域又は地区まちづくり協定の区域において行う開発事業
- （9）周辺環境に影響がある開発事業で規則に定めるもの

*建築物のうち、自己の居住の用に供する建築物で、3階又は高さ10mを超えないものは、適用除外になります。詳しくは、担当課までお問い合わせください。